



遺跡地図の整備について（通知）

技術基準の種類:その他
通知日:平成2年4月16日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

受管号外
平成2年4月16日

土木部長

遺跡地図の整備について（通知）

このことについては、鳥取県教育委員会教育長から遺跡地図が送付されました。
土木部に送付された地図の正本は管理課において保管しますので、活用に当たっては管理課技術
管理室に問い合わせてください。
なお、別添写しのとおり「埋文取扱フロー」の遵守をお願いします。
また、遺跡地図は、各市町村にも送付されていますので申し添えます。

受文号外
平成2年4月9日

鳥取県土木部長殿

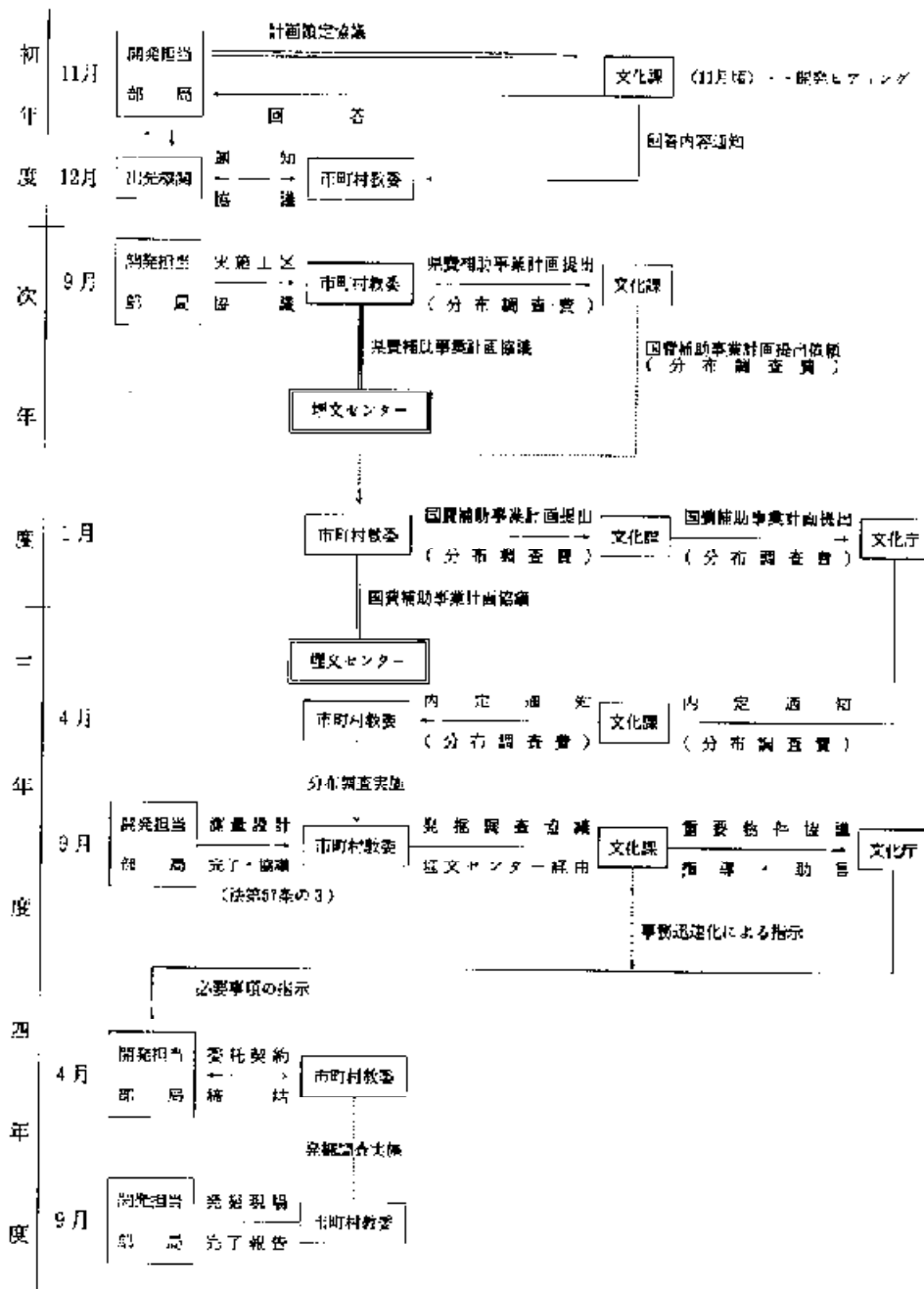
鳥取県教育委員会教育長

遺跡地図の整備について（送付）

このことについて、別添のとおり遺跡地図を整備しましたので、開発計画と埋蔵文化財の調整、
協議資料として御活用願います。
また、貴部の各課及び出先機関への周知方よろしくをお願いします。
なお、開発事業との調整には、早期の段階での協議等が必要なので、別添「埋文取扱いフロー」
を遵守していただきますよう併せてよろしくをお願いします。
おって、本地図、焼付等については、鳥取県埋蔵文化財センター（電話27-6711）にお問
合せてください。

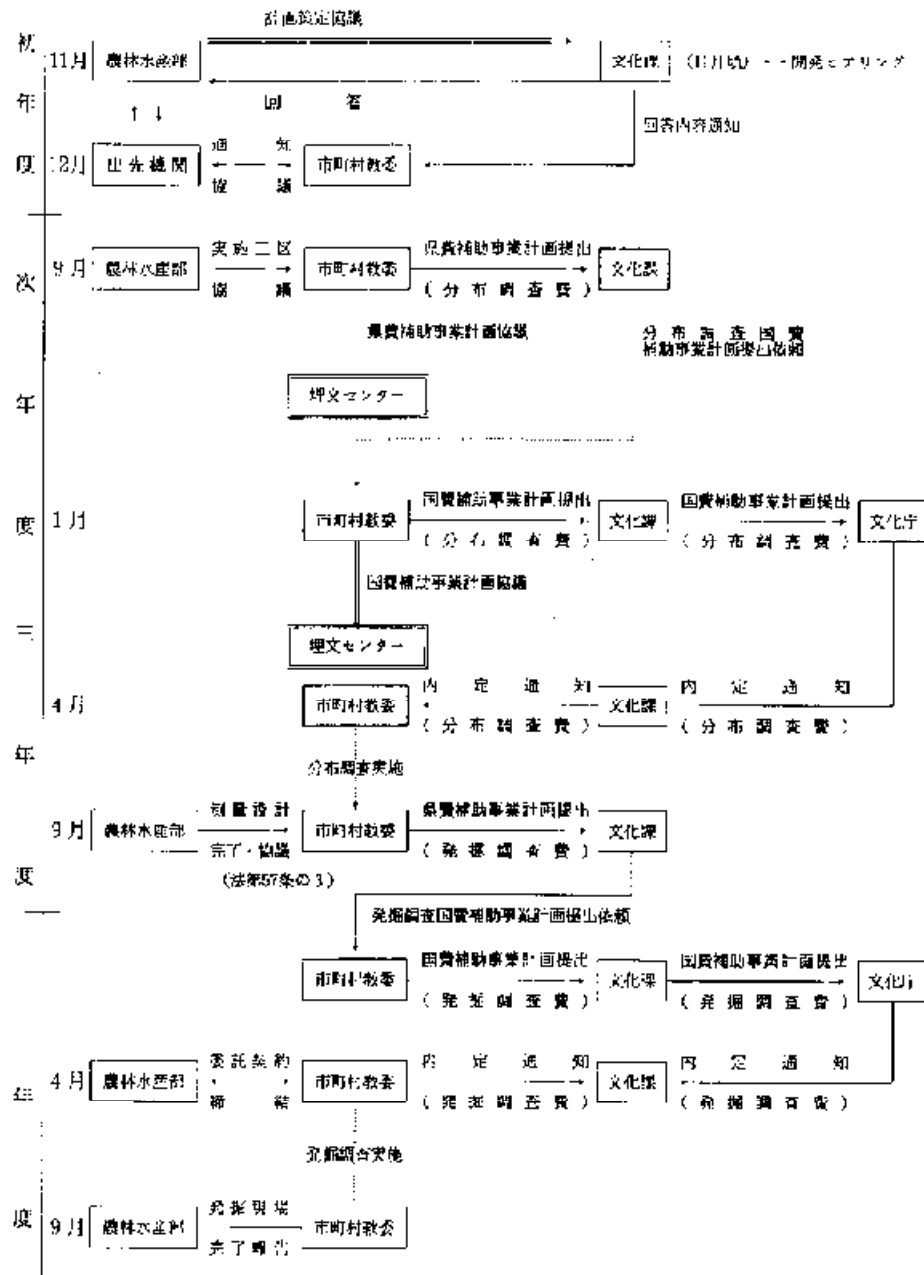
埋文取扱フロー

一般の開発事業



埋文取扱フ口一

農林水産事業の場合



埋 文 取 扱 フ ロ ー

財団法人 鳥取県教育文化財団に発掘調査依頼する場合

